

Can Do

“可能性への挑戦”

第4号



金田会計事務所通信

Give and Receive

「経済学とは需要と供給の学問である」。これは私が学生時代にゼミの選考の際、決め手になったある授業での教授の冒頭の言葉です。それ以降、難しく考えていた経済学について一貫した考えを持てるようになりました。経済活動全てがこの需要(お客様)と供給(商人)の関係で成り立っています。そうならば、セールスとマーケティングの違いは、「供給」(：今の商品をどう売するのか)側の立場で考えるのか、「需要」(：お客様のニーズからの商品やサービス創り)側の立場で考えるのか、ということになります。セールスのみに偏ると、早晚行き詰ることになります。「売れなくなったら消費者の声を聞け」とは、まさにこのマーケティング活動のことを言っているのです。しかし、世の中には多くの情報が氾濫しています。その中からの的確なものを拾い集めることは大変な能力が必要です。たとえても、それができなければなりません。我々は自分の主張を述べることは得意です。他方、相手の言い分を理解することはかなりの努力と忍耐を必要とします。

「愛」という言葉は、「心」を「受ける」と書きます。まさしく、こちらからの一方的な働きかけを「愛」というのではなく、相手を理解し、その思いに応えていくことが「愛」というのでしょうか。人間関係の基本がそうであるなら、私たち商人は自分の仕事を愛し、お客様を愛し、社員を愛し、家族を愛して行動しなければならないでしょう。まさしく自分の人生をかけて商売をしなければ(広い意味でも)成功しないのかもしれませんが。本当に大変なことです。また、さらなる「良い仕事」を心がけるなら、お客様のニーズを理解することだけでは終わりません。

Give and Take という言葉はよく使われますが、私はこの Take(取る)という言葉があまり好きではありませんでした。代わりに Receive(受ける)という言葉を使いたいです。そうすると、仕事にも大きな価値を感じられるからです。お客様のニーズは多種多様で、ひょっとすると間違った情報によるものもあるかもしれません。その中で自分ができるものを商品化していくこと、誤った情報での判断を正したサービスを提供していくことも「良い仕事」になるでしょう。よって、単に仕事をやったので Take(取る、もらう)するのではなく、次元の高い仕事を果たし、相手にとって本当に良いものを提供することにより Receive(受け取る)できるようになればどれほど素晴らしいことでしょうか。 お金も大切ですが、この「良い仕事」=「価値ある仕事」がどれぐらいできているのかが、仕事に対するモチベーションを高め、会社に対する誇りと希望と発展を生むのだといえます。

税理士 金田康良

特集：平成18年度税制改正（役員給与）について



平成18年度 税制改正のうち中小企業にとっての大改正となったのは、「役員給与の損金算入の見直し」です。会社法の施行による変更により、従来の役員給与の考え方が変更されたこの改正のうち「特殊支配同族会社の役員給与の給与所得控除部分の損金不算入」について今回見ていきます。



内容

個人事業主と、同族会社のオーナー社長との違いが実質的に変わらないにもかかわらず、法人の社長になれば、役員給与としてサラリーマンの概算経費といわれる「給与所得控除額」(注1)分だけ税金が安くなります。個人事業主と変わらない形態の同族会社(以下、特殊支配同族会社)については、オーナー社長(以下、業務主宰役員)の「給与所得控除額」部分を、今後は法人の損金に算入できなくなります。

適用対象会社	同族会社の業務を主宰する役員(オーナー)及び、その同族関係者等	発行済株式の総数の90%以上所有かつ 常務従事役員の過半数を占める
適用除外	所得等の金額(その同族会社の所得金額+業務主催役員の給与)の直前3年間平均額(基準所得金額)が、(1)又は(2)の場合 (1)年800万円以下 (2)年800万円超3,000万円以下で、 かつ、 $\frac{\text{業務主催役員の給与}}{\text{基準所得金額}} \leq 50\%$	





具体的にどうなる？



たとえば、法人の所得がゼロの場合、法人税はゼロです。しかし、今後は、業務主宰役員の役員給与(年間 1,000 万円とする)のうち給与所得控除額部分(220 万円)は損金に算入できなくなり、最終的に所得が 220 万円増えて税金の計算がされます。⇒実効税率が 40%とすると税金が 88 万円増える！！



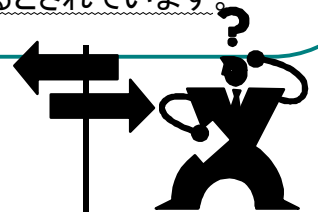
対象となる法人は？



左記表のように、まずは発行株式数の 90%以上を、オーナーとその同族関係者等(そのオーナーの意見に同意する人を含む:法令 72④)が所有している法人です。

この場合、顧問税理士、下請け会社などに 11%以上もってもらうケースなどが見受けられますが、通常は法令 72④のみなし規定により否認されると考えられています。

また、従業員持株会を利用する考えもあるようですが、経営に関与できているか、などの実態により判断されるため厳密な運用が必要となりそうです。そして、役員~~の過半数を業務主宰役員及び、同族関係者が占めている法人に該当すれば適用対象法人となります。~~この役員とは、単純に登記上の役員を指すわけではなく、従業員兼務役員、監査役を除き、みなし役員(代表者の妻など)を含む常勤役員をいい、単に今の従業員を取締役として登記すればよいという訳でもありません。これも、実質的に経営に責任をもっているかの判断によるとされています。



(注 1). 給与所得控除額の計算式



給与金額	損金不算入額
65 万円以下	給与金額 × 100%
65 万円超 162.5 万円以下	65 万円
162.5 万円超 180 万円以下	給与金額 × 40%
180 万円超 360 万円以下	給与金額 × 30% + 18 万円
360 万円超 660 万円以下	給与金額 × 20% + 54 万円
660 万円超 1,000 万円以下	給与金額 × 10% + 120 万円
1,000 万円超	給与金額 × 5% + 170 万円



適用除外とは？

法人の所得も役員報酬も低い会社に対しては適用除外になります。原則として、過去3年間の所得と役員報酬の合計額の平均金額(基準所得金額)が800万円以下であれば適用除外となります。また、800万円を超えていたとしても、3,000万円以下であれば、役員報酬の平均額が、基準所得金額の二分の一以下であれば、適用除外となります。これによると、役員報酬額の3年間の平均額が1,500万円を超えている場合は必ず適用されることとなります。



業務主宰役員とは？

具体的な定義が今なされているわけではありませんが、国会の答弁などからすると、会社の経営に最も中心的に関わっている役員一人をいい、社長、代表取締役 又は、給与の多い者など総合的な判断がされると思われませんが、単純に代表者と考えれば間違いのないようです。



今後は、通達等により明らかにされることがあるはずですが、課税当局自体は現状を是正するという強い意思を示しているため、オーナー企業に対する実質的な増税と考える意見が一般的になりつつあります。詳しくは当事務所にお気軽にお問い合わせ下さい。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
 税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動への
 サポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



18年度税制改正研修会にて

金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町3丁目4番5号

本丸田ビル3階(1階阪急そば)

TEL(06)6264-3328 FAX(06)6264-3329

E-Mail : kanedakaikai@peace.ocn.ne.jp

